

● Information

南九州税理士会菊池支部の確定申告無料相談

- ▶期間 2月12日(火)～2月22日(金)
※土・日を除く
- ▶時間 午前9時～午後4時
- ▶会場 菊池市役所 七城支所

雑損控除(地震関係)がある人の申告

熊本地震により被害を受けた人で、雑損控除の追加がある人は、申告の前の先行相談会で申告を行ってください。

- ▶期間 2月12日(火)～2月15日(金)
- ▶時間 午前9時～午後4時
- ▶会場 菊池市役所 七城支所

り災証明の取得が遅れ平成28年分の申告で地震による損失を申告していない場合

平成28年10月中旬以降にり災証明を取得した人で、平成28年分の確定申告で雑損控除を申告していない場合は、雑損控除を申告できる場合があります。特に「全壊」「大規模半壊」「半壊」のり災証明が発行された人で、損失額が大きい場合は、その損失を翌年以降に繰り越せる場合がありますので、該当する人は役場税務課住民税係までお問い合わせください。

なお、受け取った地震保険や所得の状況によっては、該当にならない場合があります。

申告にはマイナンバーカードが必要です

申告の際は、本人と扶養親族のマイナンバーカードの両面コピー(マイナンバーカードを持っていない人は通知カードのコピーと免許証などの身元確認書類)を申告会場にお持ちください。

マイナンバーカードの発行は地方公共団体情報システム機構が行っています。マイナンバーに関するお問い合わせは次のフリーダイヤルをご利用ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178

(本人・扶養親族確認書類)

マイナンバーカードを持っている人

(表)

(裏)



両面の
コピー

マイナンバーカードを持っていない人



通知カードのコピー

- 住基カード ●運転免許証
- 保険証 ●パスポート
- 身体障害者手帳
などのうちいずれか1つ

医療費控除がある人は

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費等の領収書の添付または提示が不要となりました。

なお、加入している健康保険から送られてくる「医療費のお知らせ」がある場合は、「医療費のお知らせ」を添付することによって、明細書の記入を省略することができます。

医療費控除の特例
(セルフメディケーション税制)

健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組(※1)を行う人が、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品(※2)を購入した場合には、通常の医療費控除との選択によりセルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

特例を受ける場合には「セルフメディケーション税制の明細書」の作成が必要です。

- ※1 予防接種、がん検診、定期健康診断、特定健康診断など、申告の際には取組を行ったことを証明する書類の提示が必要です。
- ※2 薬局などで購入できる医療用に転用された医薬品。薬局などの領収書に控除の対象であることが記載されています。購入金額が12,000円を超えている必要があります。

医療費控除の明細書の作成

「医療費控除の明細書」は、国税庁ホームページでダウンロードできるほか、役場税務課窓口にも準備していますので、申告までに作成をお願いします。

農業・営業・不動産所得がある人は

農業所得や営業所得、不動産所得がある人は、平成30年中の収入金額と必要経費をまとめた「収支計算書」を自身で作成し、申告相談会場に持参してください。

「収支計算書」を持参しない場合は、申告相談をお断りする場合があります。円滑な相談事務のためご協力をお願いします。

なお、簡易な収支計算書(表計算)を町ホームページに掲載していますのでぜひご利用ください。

障害者控除対象者認定書

障害者手帳を持っていない65歳以上の高齢者で、介護保険による要介護・要支援認定情報によっては障害者控除対象者認定書が交付される場合があります。この認定書によって確定申告または町県民税申告の際に障害者控除を受けることができます。

なお、寝たきり度・認知度により判定を行いますので、要介護認定を受けている場合でも該当とならない場合があります。あらかじめご了承ください。

●問い合わせ 役場介護保険課 ☎096(293)3511

2月18日(月)～3月15日(金)

確定申告・町県民税申告のご案内

確定申告や町県民税の申告は、平成31年度の町県民税や国民健康保険税などの算定の基礎となります。申告がなかった場合には国民健康保険税の軽減判定ができなかったり、所得証明などの発行ができなかったりします。2月18日(月)から申告相談会を開催しますのでお早めの申告をお願いします。

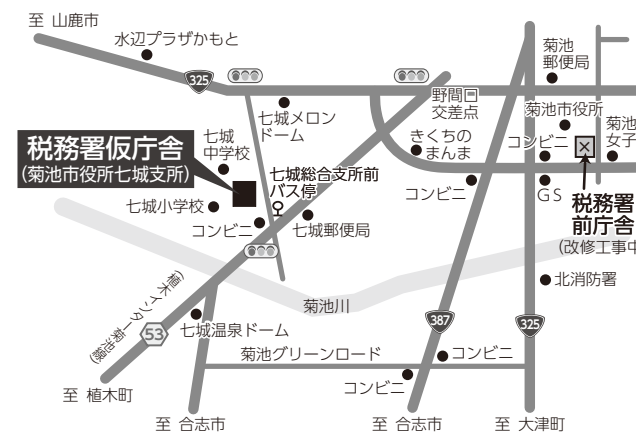
●問い合わせ

町県民税申告に関すること 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117
確定申告(所得税)に関すること 菊池税務署 ☎0968(25)2121

確定申告(所得税)

- ▶期間 2月18日(月)～3月15日(金)
※土・日は休みです
- ▶時間 午前9時～午後4時
- ▶会場 菊池市役所七城支所 2階会議室
(菊池市七城町甲佐町74-1)

青色申告、土地・建物・株式など譲渡所得の申告、山林所得、配当・FX取引・先物取引などの所得の申告、過年度分の修正申告・更正請求。また、消費税・贈与税・相続税の申告はこちらで行ってください。



町県民税(国民健康保険税)申告

- ▶期間 2月18日(月)～3月15日(金)
※土・日は休みです
- ▶時間 午前9時～午前11時、
午後1時～午後3時
- ▶会場 町民交流施設(オークスプラザ) 1階研修室

会場の混雑を避けるため小学校区ごとに日程を指定していますので、ご協力をお願いします。

国民健康保険に加入している人が申告しない場合は、保険税の軽減判定ができません。町内居住家族の「税の扶養」に入っている人を除き申告をお願いします。

※相談者が多いときは早めに受付を終了する場合や、申告の内容によっては菊池税務署をご案内する場合があります。

町県民税申告相談をお断りする申告

以下の申告は、町の申告会場では申告できません。所得税の申告相談(菊池市)で申告を行ってください。

- ・青色申告、消費税、贈与税、相続税の申告
- ・譲渡所得(土地・建物・株式)の申告
- ・山林所得の申告
- ・配当、FX取引、先物取引などの所得がある場合の申告
- ・過年度(平成29年分以前)の修正申告、更正の請求
- ・ビットコインなどの仮想通貨の申告
- ・初年度の住宅借入金等特別控除

●申告日程表

日付	対象小学校区	日付	対象小学校区
2月18日(月)	美咲野小	3月4日(月)	室小
19日(火)	美咲野小	5日(火)	大津南小・大津東小
20日(水)	美咲野小	6日(水)	大津南小・大津東小
21日(木)	大津小	7日(木)	大津南小・大津東小
22日(金)	大津小	8日(金)	農業所得のある人
25日(月)	大津小	11日(月)	農業所得のある人
26日(火)	大津小	12日(火)	農業所得のある人
27日(水)	室小	13日(水)	大津北小・護川小
28日(木)	室小	14日(木)	大津北小・護川小
3月1日(金)	室小	15日(金)	大津北小・護川小

●年金受給者の人の先行相談会

収入が年金のみの人で、医療費控除や扶養控除などを申告される人の申告書作成会を先行実施します。お住まいの小学校区を確認してご来場ください。

日付	時間・会場	対象小学校区
2月12日(火)	午前9時～11時 午後1時～3時	大津小・大津南小・大津東小・美咲野小
2月13日(水)	町民交流施設(オークスプラザ) 1階 研修室	室小・護川小・大津北小